

1 現状分析・課題抽出・目標設定・施策立案

1) 地域における、在宅医療・介護の現状を把握します。

- ① 区役所の在宅医療・介護連携推進事業の担当者（所属・職種・名前）の確認
- ② 地域における医療・介護に関する情報の区役所担当者との共有

◆現状把握のための情報収集の項目例

基本統計 等			
例	人口構成 75歳以上人口 将来推計人口 年間死亡者数 要介護認定者数 認知症高齢者数 単身もしくは夫婦のみの高齢者世帯数		
社会資源			
例	【医療】 一般病床 療養病床 回復期病床 地域包括ケア病床 在宅療養支援病院・在宅療養支援診療所 在宅療養後方支援病院 訪問診療を実施している診療所・病院 認知症サポート医 歯科医院・在宅療養支援歯科診療所 薬局・訪問薬剤管理指導 訪問看護ステーション事業所・従事者数 24時間対応の訪問看護ステーション事業所数	例	【介護】 地域包括支援センター・総合相談窓口（ランチ） 居宅介護支援事業所（事業所数） 訪問介護事業所・通所介護事業所（事業所数） 介護老人保健施設（施設数・定員） 介護老人福祉施設（施設数・定員） グループホーム（施設数・定員） 看護小規模多機能型居宅介護事業所 有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅

◆医療・介護のデータの出典例

保健業務サイト「保健衛生にかかる概況」(大阪市区) 庁内ポータル>所属サイト>健康局>仕事便利情報>保健業務サイト>保健医療対策課>保健衛生データライブラリー>「保健衛生にかかる概況」(〇〇区) http://t-portals.city.osaka.jp/sites/fc/sec/Lists/List3/DispForm.aspx?ID=3	保健業務サイトにおいて、大阪市区保健所 保健医療対策課が国の統計データ等を基に区別のデータなど
・介護事業所・生活関連情報検索(厚生労働省 HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html	介護関連の事業所についての詳細な情報
・日本医師会 地域医療情報システム http://jmap.jp/	各区分の将来推計人口や地域医療資源(診療科・在宅・病床数など)、介護資源(施設数)など
・医療機能情報提供制度(医療情報ネット) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/	大阪府に届け出のあった医療機関に関する基本情報(診療科目、診療日、診療時間等)のほか、対応可能な疾患・治療内容など
・大阪府医療計画(大阪府 HP) http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/	医療法における「医療計画」で、5 疾病 4 事業及び在宅医療を中心に医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする行政計画
・施設基準の届出受理状況(近畿厚生局 HP) http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei_jokyo.html	近畿厚生局において届け出のあった保険医療機関・保険薬局(医科・歯科・薬局)について最新の指定一覧や施設基準の届出(毎月更新)
・政府統計の総合窓口(e-stat) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do	(厚生労働省) 国民生活基礎調査、人口動態調査、医療施設調査、患者調査(総務省統計局)国勢調査 など
・大阪府 病床機能報告 http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/keikaku/byousyokuinou_30.html	毎年度、医療機関がその有する病床(一般病床及び療養病床)において担っている医療機能を自ら選択し、病床単位を基本として都道府県に報告する仕組み(病床が担う医療機能・その他の具体的な項目 (1) 構造設備・人員配置等に関する項目 (2) 具体的な医療の内容に関する項目)
・大阪市高齢者実態調査報告書 https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000499538.html	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(3 年毎)の策定の基礎資料を得ることを目的とした調査。高齢者の実態と家族形態などを把握するため、本人調査、ひとり暮らし調査、介護保険サービス利用者調査、介護保険サービス未利用者調査、介護者調査、介護支援専門員調査、施設調査等
・大阪市区在宅医療・介護連携に関する医療施設等アンケート調査報告書 https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/cmsfiles/contents/0000364/364086/houkoku(P1-P47).pdf	既存データで把握ができない項目についての情報収集を行うため、医療と介護の連携の上での課題整理と事業の評価の基礎資料となる医療側に着目したアンケート調査

2) 区役所等と連携し在宅医療・介護連携に関する現状分析・課題抽出を行います。

1) で把握した情報をもとに現状を分析し、「在宅医療・介護連携に関する課題」を抽出します。
必要に応じ、医科、歯科、薬局に対する訪問診療等の実態調査や連携の課題等の聞き取り調査、介護事業所に対する連携の課題等の調査を実施することも検討します。

ポイント

- 既存の統計やアンケート等から把握できる情報に加え、地域に出向き関係者の思い等を積極的に聞くことが重要。
- 把握した現状について、資料の見える化を図り、関係機関と情報を共有する。

2) で抽出した課題解決に向けて、どのような取組みを進めていけばよいかについて検討し、目標を設定します。抽出した課題や目標は、取組みを進める中で随時修正していくことも必要です。

ポイント

- 課題や目標についても区役所との共通認識が重要！

3) 施策立案

活動計画（年間スケジュール）を作成します。

- ① 設定された目標に向けて取組みの計画を立てます。
- ② 立案した計画については区役所担当者とも共有を図りましょう。
- ③ 計画立案時に設定した時期に、取組みの評価を行い、必要に応じて計画を修正します。

出来る限り早めに計画を立てることで活動の方向性が決まります。

ポイント

- 取り組むべき課題の優先順位を議論し優先すべき課題から取組む等取組みの選択と集中も必要。
- 取組みを進める中でさらに注力すべき取組み、新たに着手すべき取組みも生じることもあり、適切に取組みの評価（効果）を行う。

◆【例】 高齢者等在宅医療・介護連携に関する相談支援事業 〈計画表〉

【年間計画表】

TASK	目標とする姿	クリアすべき項目	具体的実施項目	4月	6月	2月	3月
相談窓口の設置・運営							
広報・周知							
情報の収集							
相談に対する支援							
関係機関等との連携強化 会議・研修会への参加							
切れ目のない在宅医療と介護 の提供体制の構築に向けた 推進							
医療・介護関係者間の情報 共有の支援							

2 対応策の実施

作成した計画に沿って、取組みを実行します。

1) 相談支援室の設置・運営

相談支援業務を円滑に実施するために相談支援室の周知啓発を行います。

①相談支援室の業務のリーフレットやホームページを作成します。

②医療・介護関係機関に周知します。

- 区役所が開催する「在宅医療・介護連携推進会議」や、医療・介護関係者の会議で周知します。
- 医療機関や介護施設への個別訪問を行います。

※ 医療機関によっては、医療機関の連携室と相談室が分かれていることもあるため両方の窓口にも周知します。

③広報紙やSNS等を活用した広報も検討します。

2) 相談に対する支援

【業務内容】

- 医療・介護関係者からの相談を受け付け、支援（関係機関との調整や情報提供）を行う。

《相談支援の対象》

本事業の「支援」の対象は、医療・介護関係者です。相談支援室では、医療・介護関係者からの連携に関する相談を受けるとともに、関係者間の調整や医療・介護サービスの情報提供を行います。地域住民からの直接相談窓口としてではなく、医療・介護関係者からの相談窓口として活動を行ってください。

ただし、実情に応じて直接住民からの相談に対応することも差し支えありません。

なお、医療介護連携事業の相談支援の対象となる住民は次のとおりです。

- ・介護保険第1号被保険者（65歳以上）
- ・介護保険第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者で特定の疾病に該当する者）

《相談支援のための情報収集》

医療・介護関係者からの相談に対応するためには医療・介護関係機関の状況を把握しておく必要があります。そのため、情報収集を行います。

（方法例）

- ・既存の医療機関や介護事業所マップを活用する。
- ・区内の医療機関や介護事業所から直接現状を聴取する。また実態調査等を行う。

◆関係機関の情報収集項目一覧例

分野	把握事項
【医療】	基礎情報 ・医療機関名、薬局名 ・住所、電話番号、FAX ・診療日・診療時間、営業日・営業時間 医師との面談方法優先順位 直接面談・往診同席・外来同席・電話連絡・FAX連絡・メール連絡 比較的面談が可能な時間帯（曜日・時間） 担当者会議への医師の参加 多職種の方々への要望（連絡時の注意事項を含む）
（医科）	在宅医療の取り組み 主治医意見書の記載の不可 訪問診療 かかりつけ患者の臨時往診 在宅療養支援診療所の届出 強化型支援診療所・支援病院の届出
（歯科）	かかりつけ歯科医師の有無 かかりつけ歯科診療所の在宅歯科診療の取り組み 在宅療養歯科診療所の届出 かかりつけ機能強化型歯科診療所の届出 訪問歯科診療の応需・可能時間 口腔ケアの対応・口腔機能管理の対応・食支援の対応
（薬局）	訪問指導の応需・可能時間、訪問可能な範囲 担当者会議参加 経管栄養剤の対応、輸液ルート・カテーテルの供給、衛生材料の供給 錠剤の粉碎、麻薬の届出、 事業特色
（訪問看護ステーション）	緊急時訪問看護体制 受け入れ医療項目 （小児・精神・人工呼吸器・ターミナル・リハビリ） 事業所の特色
（訪問リハビリテーション）	訪問リハビリ体制 サービス提供加算、利用地域、提供時間、職種 施設区分 訪問看護ステーション、病院・診療所、介護老人保健施設 申し込時提出書類 専用書類の有無 事業所の特色
【介護】	基礎情報 ・事業所名 ・住所、電話番号、FAX ・営業時間 受け入れの不可（積極的受入、受入、要相談、考えていない） 胃瘻/ストーマ/酸素療法/人工呼吸器/IVH/留置カテーテル/ターミナル/難病 障がい者/気管切開下の吸引/認知症/精神/インスリン注射/創傷処置

「相談対応」

- ① 相談受付シート」(※様式6)に沿って聞き取りを行います。必要に応じて関係機関に「個人情報の伝達についての同意」の有無を確認します。
- ② 相談内容に沿った対応をします。
- ③ 記録を作成します。
- ④ 個別相談の内容の振り返りや、個別相談事例の積み重ねから、課題抽出につなげます。

注意してほしいこと！

- 関係機関からの相談対応については、関係機関が『相談支援室』に相談することを本人・家族から同意が得られているか確認しておくこと。
- 個人情報の管理について個人情報保護管理体制や緊急時の連絡体制を確立する。(確認事項参照)
- 個別事例の相談時に関係機関につなぐ際にはできる限りつなぎ先の意向も確認をします。(たらい回しを防ぐとともに、相談支援室のPRにもなる。)
- 相談支援の相手先が特定の関係機関等に理由なく偏ることがないように、公正・中立性を確保することに留意。

個人情報管理 ～確認事項～

- 個人情報を含む記録物の複写及び複製を行っていないか
- 施錠できる保管場所があるか
- 来訪者に相談者情報が目に触れないように保管しているか
- 個人情報を入力しているPC等は外部流出しない管理体制になっているか
- 相談者のプライバシーに配慮したスペースが確保できているか
- 相談内容が来訪者に聞こえない環境になっているか
- 個人情報を相談支援室外に持ち出していないか
- FAX 送付やメール送信時には個人情報がないことを確認しているか

3) 医療・介護関係者の情報共有の支援

【業務内容】

○ 情報共有ツール等の作成・活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援

患者・利用者の状態の変化に応じて医療・介護関係者間で速やかな情報共有を実施する必要があります。そのため情報共有ツール等を作成し使用方法、活用手順を定めるなど情報共有を支援することが必要です。

- ① 各区において医療・介護関係者が従来から使用している「情報共有ツール」があるか確認します。また、活用状況を把握し、医療・介護関係者双方の意向を反映した内容になっているか検討します。
- ② 関係機関と医療・介護関係者間で共有すべき情報を検討します。
- ③ 「情報共有ツール」が幅広く活用されるよう手引き（マニュアル等）の作成や説明会の開催等の導入支援を行い、関係機関に十分周知・説明します。
- ④ 活用状況を適宜把握、評価し、改善すべき点がないか検討します

ポイント

○ 個人情報情報を情報共有ツールで取り扱う場合には、十分な注意が必要であることも周知する。

【医療・介護関係者間で共有すべき情報の例】

- 主治医や担当のケアマネジャーに関する情報（氏名・連絡先）
- 患者・利用者とその家族の今後の療養や生活についての希望
- 介護提供時等に得られた患者・利用者の状況や体調の変化、副薬状況
- 患者・利用者の食事摂取状況、排泄状況等のADL
- 患者利用者の家屋の状況
- 家族による介護の対応可能性
- 患者・利用者の疾病、使用薬剤等に関する情報
- 患者・利用者とその家族への病状の説明内容と受け止め方
- 予測される体調の変化及び対応方法、急変時に対応する医療機関（医療機関が決まっている場合）、急変時の医療処置等に関する希望（希望が明確になっている場合）
- 在宅療養における注意点
- 在宅生活支援や介護の際の留意点
- 入院前の在宅医療の状況